

江別市立文京台小学校いじめ防止基本方針

(令和5年12月一部改訂)

1 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立文京台小学校のいじめ防止のために策定した。この基本方針のもとに、文京台小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

2 いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

(2) いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等で、本人が気づいていない中の行為も含む。

(3) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情

の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (4) いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。
- (5) いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談または通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のような者がある。

学校で起こる得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法第204条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮したうえで、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、該当学級担当、養護教諭による「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなど）を組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【いじめ対策委員会の主な役割】

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ② 学校いじめ対策組織の存在及び活動を児童及び保護者に周知
- ③ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ④ いじめの相談・通報の窓口
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ⑥ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ⑦ 学校はいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組みが効果的なものになっているかどうか

か、PDCAサイクルで検証を行う役割を担う。

⑧ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

4 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

時間軸に着目した2軸	課題への対応3類		生徒指導の4層
即応的・継続的生徒指導	困難課題対応的生徒指導 →深刻な課題を抱えている特定の児童生徒へ		困難課題対応的生徒指導
	課題予防的 生徒指導	→前兆行動が見られる 一部の児童生徒へ	課題早期発見対応
常態的・先行的生徒指導		→すべての児童生徒へ	
	発達指示的生徒指導 →すべての児童生徒へ		発達支援的生徒指導

5 いじめの未然防止のための取組～発達支援的生徒指導～

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を感じ取れる場を設け、自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

道徳の時間を要として、全ての教育活動を通して「命の大切さ」について指導を行う。また、「いじめは絶対許されないことである」という認識を児童が持つように指導するとともに、いじめを見て見ぬふり（傍観）をすることは、いじめに加担することであることを自覚させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

① 学年・学級の取組

例：いじめ撲滅宣言，スローガン・標語づくり，日記指導，道徳教育の充実

② 児童会の取組

例：いじめ撲滅宣言，スローガン・標語づくり，「目安箱」の設置，いじめ撲滅集会の実施

③ 全校の取組

例：「思いやり」を基点とした自己点検・自己評価

※ 全ての児童がこの取組の意義を理解し、主体的に参加できるように心がけ、一部の児童だけが行う活動に陥らないように気をつける。

(2) 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感の高揚及び自尊感情の醸成

① 授業の充実

ア 「体験的活動」の充実

体験的な活動を積極的に取り入れ、児童相互が助け合い、励まし合う場を設けるとともに、同じ活動を通して得られる感動や喜びなどを共有できるようにし、望ましい人間関係の構築に努める。

イ 「言語活動」の充実

児童一人一人が、自分の思いや考えを表出できる場を設け、相互に交流することを通して、考えの違いを受け止め、互いに認め合える関係性を築かせる。

ウ 「時間」の保障

児童に実態に応じて「考える時間」「話し合う時間」「書く時間」「体験的活動を行う時間」を十分保障し、安心して学習や活動に臨むことができるよう配慮する。

② 生徒指導の機能を生かした授業づくり

ア 自己決定の場を与える授業づくり

自ら課題を見つけ、追究し、自ら考え、判断し、表現する授業を行う。

イ 自己存在感を与える授業づくり

児童一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業を行う。

ウ 共感的人間関係を育む授業づくり

お互いに認め合い、学び合うことができる授業を行う。

③ キャリア教育の充実

学校で学ぶことの目的意識をもたせるため、進路目標との関連を図った指導を行うとともに、社会に出たときに通用する資質・能力を身に付けさせることの大切さをあらゆる機会を通じて指導する。

(3) 特に配慮が必要な児童について

特に配慮が必要な下記児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ児童
- ・支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童
- ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人または性自認や性的指向が定まっていないもしくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている児童
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

6 いじめ未然防止をねらいとした教育プログラム～課題防止未然教育～

(1) オレンジリボン活動

いじめについて深く考え、いじめを防ごうとする強い気持ちを育む。

- ・道徳の時間に「親切・思いやり」に関連する内容を扱って授業を行い、いじめ防止標語を作成する。
- ・児童会書記局が中心となり、いじめ防止の啓発活動を行う。

(2) 外部機関との連携

- ・薬物乱用防止教室
- ・情報モラル教室
- ・救命講習

7-1 いじめの早期発見～課題発見早期対応～

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にでも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- (3) 「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) おかしいと感じた児童がいる場合には、職員会議・研修などの場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守るようにする。
- (5) 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせる

とともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談等を行うなどしていじめの早期発見に努める。

- (6) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (7) 児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。教職員は児童が自らSOSを発信することおよびいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解する。
- (8) 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知するとともに、日記やノート等を活用して悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- (9) 「いじめに関するアンケート調査」を複数回実施し、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。
- (10) アンケート実施後は、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートに回答したこと等が他の児童に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

7-2 いじめへの対処

発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に行うのではなく、児童の人格成長に主眼をおいた指導を行うことが大切である。また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

- ① 学級担任だけで問題を抱え込むことなく、校長をはじめ、全ての教職員で対応を協議し、的確に役割分担を行い、問題の解決にあたる。
- ② 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ③ 情報収集を綿密に行い、事実確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ いじめ問題には、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家など連携・協力して解決にあたる。その際、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、あらかじめ保護者に対して説明のうえ、所轄警察署連携して対処していく。
- ⑤ 状況に応じて、教育委員会や人権擁護委員会、いじめ相談窓口、警察署等との連携を図る。
- ⑥ 上記の対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

■ いじめられた児童と保護者への支援

- 事実確認の聴取を行う。
- 共感的理解、受容的理解に努め、自尊感情を高めるよう留意する。
- 聴取によって得た事実を迅速に保護者へ伝える。
- 不安要素を取り除き、複数の教職員の協力の下、当該児童の安全確保に努める。
- 当該児童が落ち着いて教育を受けられる環境整備を行う。
- 心の傷を癒すため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとり、適切に対応する。

■ いじめた児童への指導と保護者への支援

- 事実確認の聴取を行う。
- 複数の教職員が連携し、必要に応じ関係機関の協力を得ながら、組織的にいじめをやめさせ、再発防止のための措置をとる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で協力を求める。
- いじめた児童への指導は、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、責任を自覚さ

せる。

- いじめた児童の抱える問題・背景にも目を向け、児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

7-3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- (2) 教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。
 - ① 外部講師を活用したネットモラル教室、携帯安全教室等を実施する。
 - ② ネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、教育委員会等と協力して適切な対応を行う。
 - ③ スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、「えべつスマート4 Rules (ルール)」の浸透を図るなど、児童および保護者に対して情報モラル教育に関する啓発活動を行う。

7-4 いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心が確保する責任を有する。いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

7-5 学校間連携

いじめを受けた児童やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱に配慮しつつ、学校間において、いじめ等に関する指導記録簿の引継ぎ確実に行われるよう整備する。

8. 重大事態への対処～困難課題対応的生徒指導～

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条)

- ① 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ② 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。
- ④ 児童または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

② 重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「(仮称)いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

④ 心のケア、情報発信

学校は児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑤ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑥ 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「(仮称) いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

重大事態の発生

- ・教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合

○ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ・調査組織は「(仮称) いじめ対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。

○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実しっかと向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○ 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力

警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

名誉毀損、侮辱 <small>(刑法第 230 条) (刑法第 231 条)</small>	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 <small>(刑法第 202 条)</small>	○同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 <small>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)</small>	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) <small>(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</small>	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行います、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□文京台小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、担任・教頭ですが、相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。

□学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先 011-386-7700 (学校代表電話)